

令和6年11月犬山市議会定例議会議録

第1号 11月29日（金曜日）

◎議事日程 第1号 令和6年11月29日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会期間の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 第98号議案から第114号議案まで
及び諮問第2号
(議案上程説明)
- 第5 第102号議案
(議案質疑、委員会付託、委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)
- 第6 請願の委員会付託について
- 第7 陳情の委員会送付について

◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会期間の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 第98号議案 するすみ交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第99号議案 犬山市塔野地ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第100号議案 尾張北部都市計画事業犬山上坂土地区画整理事業施行条例の廃止について
- 第101号議案 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第102号議案 犬山市国民健康保険条例の一部改正について
- 第103号議案 犬山市介護保険条例の一部改正について
- 第104号議案 犬山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について
- 第105号議案 犬山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第106号議案 犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について
- 第107号議案 負担付きの寄附の受納について

第108号議案 市道路線の認定について
第109号議案 令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）
第110号議案 令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第111号議案 令和6年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）
第112号議案 令和6年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）
第113号議案 令和6年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）
第114号議案 令和6年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）
諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
日程第5 第102号議案
日程第6 請願の委員会付託について
日程第7 陳情の委員会送付について

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ヒansonki恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諫訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畠竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
主査	石黒絵美君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸君	副市長	永井 恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出 修平君
市民部長兼防災監	武内 雅洋君	健康福祉部長	高木 衛君
子ども・子育て監	小幡 千尋君	都市整備部長	森川 圭二君
都市整備部次長	丸井 良修君	経済環境部長	新原 達也君
教育部長	中村 達司君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	古田 隆行君	総務課長	舟橋 正人君
保険年金課長	舟橋 きよみ君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまから、令和6年11月犬山市議会定例議会を開きます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、4番 光清 豊議員、13番 鈴木伸太郎議員を指名いたします。

日程第2 議会期間の決定

◎議長（柴田浩行君） 日程第2、議会期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。11月定例議会の議会日程は、配付いたしました議会日程案のとおり、本日から12月20日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

令和6年11月定例議会 議会日程（案）

議会期間：22日間（11月29日（金）～12月20日（金））

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	摘要
第1日	11. 29	金	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明 ○条例案件（第102号議案）に対する議案質疑・委員会付託・討論・採決 ○請願の委員会付託 ○陳情の委員会送付
第2日	30	㊂		○休会
第3日	12. 1	㊃		○休会
第4日	2	月		○精読
第5日	3	火		○精読
第6日	4	水		○精読
第7日	5	木	午前10時	○一般質問
第8日	6	金	午前10時	○一般質問
第9日	7	㊂		○休会
第10日	8	㊃		○休会
第11日	9	月	午前10時	○一般質問
第12日	10	火	午前10時	○一般質問
第13日	11	水	午前10時	○議案質疑
第14日	12	木	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第15日	13	金		○全員協議会
第16日	14	㊂		○休会

第17日	1 5	日		○休 会
第18日	1 6	月		○部門委員会
第19日	1 7	火		○部門委員会
第20日	1 8	水		○部門委員会
第21日	1 9	木		○休 会
第22日	2 0	金	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

[「異議なし」の声起る]

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、議会日程は22日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した旨の報告が2件ありましたので、これを各位へ配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 第98号議案から第114号議案まで及び諮問第2号

◎議長（柴田浩行君） 日程第4、第98号議案から第114号議案まで及び諮問第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

第98号議案から第114号議案まで及び諮問第2号を一括議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。

第98号議案から第114号議案まで及び諮問第2号を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

[副市長 永井君登壇]

◎副市長（永井恵三君） おはようございます。それでは、議案説明をさせていただきます。

まず、最初に、お手元の資料でご確認いただきたいと思いますが、第98号議案、するすみ交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

この案を提出しますのは、するすみ交流センターの設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

2ページの第1条では、条例の趣旨について、第2条では、センターの設置目的と所在地について、第3条では、利用に供する施設について、第4条では、不適切な利用者に対しセンターの利用を拒み、または退去を命じができるなどを、第5条では、センターの利用後は、直ちに原状に回復することを、第6条では、故意または過失によりセンターまたはその附属設備を損傷し、または滅失した者に対する損害賠償を、3ページの第7条では、規

則への委任について定めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第99号議案、犬山市塔野地ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市塔野地ふれあい広場の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

2ページの第1条では、条例の趣旨について、第2条では、広場の設置目的と所在地について、第3条では、不適切な利用者に対し広場への入場を拒み、または退去を命じができるなどを、第4条では、故意または過失により広場内の施設を損傷し、または滅失したものに対する損害賠償義務を、第5条では、広場の管理を委託することができることを、第6条では、規則への委任について定めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第100号議案、尾張北部都市計画事業犬山上坂土地区画整理事業施行条例の廃止について、ご説明します。

この案を提出しますのは、所期の目的を達成したことに伴い、条例を廃止するものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第101号議案、犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、識見を有する者のうちから選任する監査委員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

別表では、監査委員のうち識見を有する者の報酬月額を5万,3500円増額し、12万9,000円とするものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第102号議案、犬山市国民健康保険条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、国民健康保険法の改正に伴い、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されることにより、新たな被保険者証の発行ができなくなるため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第8条では、過料の規定のうち、被保険者証の返還に応じない者を削るもので

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第103号議案、犬山市介護保険条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、介護保険法等の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第10条第1項及び第2項第2号並びに第12条では、引用する条文に項ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第104号議案、犬山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正

について、ご説明します。

この案を提出しますのは、建築基準法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第11条第2号では、引用する条文に項ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第105号議案、犬山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第3条第6号では、引用する条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第106号議案、犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、水道法施行令等の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、5ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第4条では、水道管などの布設工事監督者の資格を改めるものです。

主な変更点は、布設工事監督者に必要とされる技術上の実務経験要件について、従来の「水道の経験年数」から「工業用水道・下水道・道路・河川を含めた経験」に対象を広げる一方、所要の年数のうち2分の1は水道に関する実務経験とするものです。

第5条では、水道技術管理者の資格を改めるもので、水道等に関する技術士試験合格者等を有資格者に加えるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第107号議案、負担付き寄附の受納について、ご説明します。

この案を提出しますのは、負担付きの寄附を受納するため、地方自治法第96条第1項第9号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

寄附を受ける財産は、現金5,000万円、寄附者は、宮川潤一氏、寄附に当たり、木曽川観光株式会社に対し、木曽川鵜飼に関する事業継続に必要な支援を行うことと、これを履行しない場合には、市は寄附金を返還することが条件となっております。

第108号議案、市道路線の認定について、ご説明します。

この案を提出しますのは、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道1路線の認定の議決を求めるものです。

当該路線については、現在は愛知県管理である善師野川の河川管理道路としての路線であります、城東中学校の生徒の通学路としても利用されております。

当該路線は未舗装であり、それが要因となり通学自転車の転倒が相次いで発生しています。

このことから、当該路線を舗装してほしい旨の地元要望が提出されており、要望を実施するため、愛知県に対し舗装の占用申請を行い、舗装を施工し、市管理道路として路線の認定をするものです。

認定する路線名、起点、終点を表した図面を添付しておりますので、ご参照ください。

なお、今回認定する路線の延長は、202.40メートルです。

第109号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第6号）について、ご説明します。

説明に先立ちまして、この補正予算では、時間外勤務の状況や標準報酬月額の決定に伴う共済費の変更等の人事費の補正を行っております。

詳細は事項別明細書等に記載のとおりとなります、広範囲にわたるため、個々の説明は省略をさせていただきますのでご了承ください。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

第1条は、予算の総額に、3億1,628万7,000円を増額し、総額を296億1,752万9,000円と定めるもので、第2条は、繰越明許費の追加、第3条は、債務負担行為の追加を行うもので

す。

次ページ見開きの第1表 岁入歳出予算補正をご覧ください。

初めに、歳出の主な内容を申し上げますと、2款の総務費では、申請増加に伴う家具等転倒防止器具取付委託料の増額や、DX推進のため支援業務を委託する事業者を選定するためのプロポーザル経費などを計上し、3款の民生費では、障害者自立支援給付や子ども医療助成などの扶助費の増額のほか、屋内型キッズスペースを整備、運営する事業者を選定するためのプロポーザル経費などを計上し、4款の衛生費では、都市美化センターの維持補修工事費の増額や、申請増加に伴う合併処理浄化槽設置整備事業補助金の増額などを計上し、5款の農林業費では、米価の上昇に伴う多子多胎世帯犬山産米配布業務委託料の増額や、土地改良施設の維持補修のための工事請負費の増額などを計上し、6款の商工費では、木曽川うかい事業費特別会計における人件費補正に伴う繰出金の増額のほか、負担付き寄附金を受けて実施する木曽川鵜飼振興事業補助金などを計上し、7款の土木費では、下水道事業会計における人件費補正に伴う繰出金の増額などを計上し、9款の教育費では、令和7年3月に改訂が予定される中学校教科書の指導書等の購入経費のほか、市民文化会館及び南部公民館の舞台設備等改修工事に係る実施設計委託料などを計上し、11款の公債費では、過去に借入れした制度債の利率の変更に伴う補正を計上しました。

また、歳入では、歳出に合わせた国県支出金や負担付き寄附金の計上のほか、財源調整としての財政調整基金からの繰入金の増額などを行いました。

5ページをご覧ください。

第2表の繰越明許費補正では、中学校教科書・指導書購入事業及び市民文化会館・南部公民館舞台設備等改修工事実施設計事業について、年度内の完了ができない見込みであることから令和7年度への繰越明許費を設定し、6ページの第3表の債務負担行為補正では、令和7年度以降に実施する事業で、今年度中に入札や契約などの準備行為が必要となる事業や、プロポーザルを実施するに当たり予算の担保が必要となる47の事業について債務負担行為を追加するものです。

なお、詳細につきましては、11ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第110号議案、令和6年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明します。

第1条は、予算の総額に16万5,000円を追加し、総額を69億1,702万5,000円と定めるものです。

第2条は、地方自治法第214条に規定する債務負担行為について、第2表で定めるものです。

2ページの第1表 岁入歳出予算補正をご覧ください。

まずは、歳入についてご説明します。

6款繰入金では、国民健康保険事業基金繰入金として、16万5,000円の増額を計上しました。

続きまして、歳出についてご説明します。

8款諸支出金では、保険給付費等交付金償還金として、16万5,000円の増額を計上しました。

4ページの第2表をご覧ください。

令和7年度に特定健診受診票等印刷業務を実施するに当たり、債務負担行為を設定するものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

第111号議案、令和6年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）について、ご説明します。

第1条は、歳入歳出予算の総額から1,996万9,000円を減額し、総額を3億8,204万6,000円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為を設定するものです。

2ページの第1表 岁入歳出予算補正をご覧ください。

まずは、歳入の主な内容について、ご説明します。

2款の国庫支出金では、国庫補助金として1,298万2,000円、4款の繰入金では、基金繰入金として698万7,000円、合わせて1,996万9,000円の減額補正を計上しました。

続きまして、歳出についてご説明します。

1款犬山城費では1,844万9,000円、2款予備費では152万円、合わせて1,996万9,000円の減額補正を計上しました。

詳細は事項別明細書と給与費明細書に記載のとおりであり、個々の説明は省略させていただきますので、ご承知おきください。

なお、1款犬山城費の節ごとの内訳につきましては、共済費では25万3,000円の増額、需用費では127万2,000円の増額、旅費で1万4,000円の減額、委託料で1,996万円の減額となっています。

4ページをご覧ください。

第2表の債務負担行為では、令和7年度に実施する事業のうち、今年度中に入札や契約などの準備行為が必要であるものの債務負担行為を設定するものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書と、12ページ以降の給与費明細書をご参照ください。

第112号議案、令和6年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）について

て、ご説明します。

第1条は、歳入歳出予算の総額から2万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6,387万6,000円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為の設定を行うものです。

2ページの第1表　歳入歳出予算補正をご覧ください。

まずは、歳入の主な内容について、ご説明します。

1款の繰入金では、一般会計繰入金として、2万2,000円の増額補正を計上しました。

続きまして、歳出についてご説明します。

歳出の1款鵜飼事業費では、運営費として2万2,000円の増額補正を計上しました。

4ページをご覧ください。

第2表　債務負担行為では、令和7年度に鵜管理事務所のLED化工事を実施するに当たり、債務負担行為を設定するものです。

なお、その他の詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第113号議案、令和6年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明します。

第2条は、収益的収入及び支出について補正をするもので、支出の第1款水道事業費用のうち、営業費用で31万7,000円を増額し、総額を12億9,432万2,000円とするものです。

第3条は、予算第4条の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を6億1,038万円、補填財源としての当年度分損益勘定留保資金を2億5,188万円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額を4,308万4,000円とするものです。

また、支出については、第1款資本的支出を31万6,000円増額し、総額を7億8,701万1,000円とするものです。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を改めるもので、職員給与費を57万7,000円増額し、総額を1億904万9,000円とするものです。

第5条は、予算に第8条として債務負担行為に関する規定を加えるもので、2ページをお開きください。

表にお示しする事項について債務負担行為をすることができる期間及び限度額を定めるものです。

この補正予算の内容につきましては、人件費に関する補正を行い、また令和7年度に実施する事業のうち、今年度中に入札や契約などの準備行為が必要となるものについて、債務負担行為を設定するものです。

なお、詳細につきましては、3ページ以降の実施計画等をご参照ください。

第114号議案、令和6年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明します。

第2条は、収益的収入及び支出について補正をするもので、収入としまして、第1款下水道事業収益のうち、営業外収益で18万7,000円を増額し、総額を17億3,022万4,000円とするものです。

支出としまして、第1款下水道事業費用のうち、営業費用で18万7,000円を増額し、総額

を17億3,022万4,000円とするものです。

第3条は、資本的収入及び支出について補正をするもので、収入としまして、第1款資本的収入のうち、出資金で15万8,000円を増額し、総額を15億6,386万9,000円とするものです。

支出としまして、第1款資本的支出のうち、建設改良費で15万8,000円を増額し、総額を20億279万1,000円とするものです。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を33万3,000円増額し、総額を7,539万1,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第5条は、他会計からの補助金について、6億2,220万6,000円に改めるものです。

第6条は、予算に第9条として債務負担行為に関する規定を加えるもので、表にお示しする事項について、債務負担行為を設定することができる期間及び限度額を定めるものです。

この補正予算の内容につきましては、主に、時間外手当の補正に関するもの及び令和7年度以降に実施する委託業務について、債務負担行為を設定するものです。

なお、3ページ以降に実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表及び実施計画明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦について、ご説明します。

この案を提出しますのは、人権擁護委員の丹羽美代子氏の任期が、令和7年3月31日をもって満了となりますので、後任者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

後任者としまして、再任で丹羽美代子氏を推薦するものです。

なお、経歴書及び推薦理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

◎議長（柴田浩行君） 提案理由の説明は終わりました。

* * * * *

日程第5 第102号議案

◎議長（柴田浩行君） 日程第5、第102号議案を議題といたします。

ここで議案精読のため、午前10時35分まで休憩いたします。

午前10時26分 休憩

再開

午前10時35分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第102号議案に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、第102号議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を、議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

令和6年11月定例議会常任委員会

付 託 議 案 一 覧 表

《民生文教委員会》

第2委員会室

議案番号	件名
第102号議案	犬山市国民健康保険条例の一部改正について

◎議長（柴田浩行君） 続いて申し上げます。

ただいま付託いたしました議案審査のため、委員会が開催されますので、暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

再開

午前11時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

民生文教委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員会の審査結果の報告を、お手元に配付した報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

民生文教委員会審査結果報告書

令和6年11月29日

犬山市議会議長

柴田浩行様

民生文教委員長

久世高裕

審査年月日 令和6年11月29日

場所 第2委員会室

出席委員 6名（全員）

付託議案

第102号議案 犬山市国民健康保険条例の一部改正について

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第102号議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

◎議長（柴田浩行君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

[「なし」の声起る]

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

第102号議案、犬山市国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第102号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 請願の委員会付託について

◎議長（柴田浩行君） 日程第6、請願の委員会付託について。

11月21日までに受理いたしました請願は2件であります。

会議規則第133条の規定により、配付いたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

令和6年11月定例議会

請願文書表

《請願第3号》

件 名 保育所・児童クラブの保育の充実を求める請願書

請願者 大山市塔野地長見153-1

メゾンクレイドル101

犬山市保育を守る会

水野 歌織 以下2,456名

紹介議員 岡 覚・岡村 千里・小川 隆広・丸山 幸治・ビアンキ恵子

受付年月日 令和6年11月20日

付託委員会 民生文教委員会

《請願第4号》

件 名 育休退園制度の廃止を求める請願書
請 願 者 大山市塔野地長見153- 1
メゾンクレイドル101
犬山市保育を守る会
水野 歌織
紹 介 議 員 岡 覚・岡村 千里・小川 隆広・丸山 幸治・ビアンキ恵子・
柴山一生
受 付 年 月 日 令和 6 年 11 月 20 日
付 託 委 員 会 民生文教委員会

日程第 7 陳情の委員会送付について

◎議長（柴田浩行君） 日程第 7 、陳情の委員会送付について。

11月21日までに陳情 1 件を受理いたしましたので、配付いたしました一覧表のとおり所管の常任委員会に送付いたします。

◎議長（柴田浩行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日11月30日から12月 4 日までは休会及び議案精読とし、12月 5 日午前10時から本会議を再開いたしまして一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時02分 散会